

## 会費規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人医療イノベーション神戸連携システム（以下、「本法人」と略す。）の会費について、本法人の定款第8条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(会費)

第2条 本法人の正会員の会費は、次のとおりとする。

法人の正会員

- (1) 入会金 100,000 円
- (2) 年会費 年額 30,000 円

団体の正会員

- (1) 年会費 年額 300,000 円

個人の正会員

- (1) 年会費 年額 5,000 円

2 本法人の賛助会員の会費は、年額1口100,000円以上とする。

(納入規定)

第3条 会費は、当該事業年度の間年額の全額を納入しなければならない。

2 会費は、年額を分割して納入することができない。

(会費滞納者の取扱い)

第4条 前年度の会費を納入していない会員には、会費の納入があるまで、例会に出席できない。また本法人が実施するイベント事業に会員料金での参加は出来ない。

2 正会員が前年度及び当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第11条の規定による会員資格喪失処分は、以下の手続きによって行う。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったときは、当年度終了後、会員資格

喪失することを当該会員に通知する。

(2) 前号の措置の後に、滞納会費が全額納入された場合は、会員資格を喪失させないで継続して正会員の権利を行使できる。滞納会費が全額納入されなかった場合は、会員資格を喪失する。

(3) 前号の規定により会員資格を喪失した者が復権を求めた場合、会員資格喪失期間が1年以下で、かつ未納年会費及び会員資格喪失期間の年会費の納入があった場合に限り、正会員として復権することを認め、会員資格喪失期間も含めて継続して会員であったものとする。この場合、入会金は免除する。

(規則の変更)

第5条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

## 附 則

1. この規則は、平成26年9月26日から施行する。